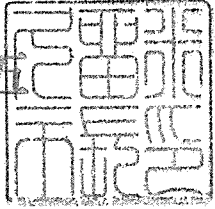


令和7年度久留米市移住定住に関するアンケート調査業務について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和7年5月8日

久留米市長 原口新五



1 入札に付する事項

- (1) 業務名：令和7年度久留米市移住定住に関するアンケート調査業務
- (2) 履行場所：久留米市移住定住促進センターが指定する場所
- (3) 業務内容：別紙「業務仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：契約締結の日から令和7年8月29日まで
- (5) 予定価格及び入札書比較価格：
 予定価格 2,500,000円（税込）
 入札書比較価格 2,272,728円（税抜）
- (6) 最低制限価格：なし
- (7) 支払条件：前払金・部分払い…なし

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、入札参加資格確認申請書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

ただし、(8)～(9)については、共同企業体の場合には、いずれかの法人または個人事業主が要件に該当していること。また、共同企業体の場合には、代表者を定め、責任分担を明確にすること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。
 ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
 イ アを除く福岡県内 県税
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 過去5年以内に、インターネットを利用した本業務と同様の業務実績、又はこれと類似・関連の業務を中心となって履行した実績があり、業務を遂行するために十分な組織、人員、経営能力を有していること。
- (9) 調査対象者の確保にあたり、調査サンプルとして活用可能な登録モニター又は会員データ等を、調査に必要な規模で確保・運用していること。

3 契約条項を示す場所

10 事務局

4 入札方法

入札参加を希望する者は、以下の（１）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。

ただし、本市の入札参加資格有資格者名簿登載者については、ア、ウ、エの提出書類は提出しなくてよいものとする。また、エ、オは締切日から遡って３か月以内に発行されたものに限る。郵送の場合、一般書留又は簡易書留のいずれかで送付すること。

（１）提出書類

ア 入札参加資格確認申請書（様式第１号）

イ 入札書（様式第２号）

ウ 役員等調書及び照会承諾書（様式第３号）

エ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）

オ 次に掲げる、入札参加者の所在区分別及び法人・個人別の納税等証明書

所在区分	税区分		納税等証明書	
		税目	法人	個人
市外 (県外)	市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明（納税証明書その３の３）
	市外 (県内)	福岡県税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
	久留米国保	国民健康保険	—	

カ 会社概要書（様式第４号）

キ 同種業務実績調書（様式第５号）

（２）提出期限

令和７年５月１９日（月）１２時００分 必着

（３）提出先（宛先）

１０ 事務局

（４）郵送方法

- ① 内封筒及び外封筒の二重封筒とする。
- ② 内封筒には、提出書類のうち、イ．入札書を入れ、封筒表面に業務名及び商号（名称）を記入し封印する。
- ③ 外封筒には、②の内封筒及び提出書類のうちア及びウ～キを入れる。また封筒表面には、「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。
- ④ 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

5 開札

（１）日時：令和７年５月２０日（火）午前１０時

（２）場所：久留米市役所総合政策部 ９階会議室

（３）立会：入札者のうち立会い希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係の無い市の職員を立ち合わせるものとする。

（４）落札候補者の決定

予定価格以下（かつ最低制限価格以上）の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札候補者となるべき同価の入札をしたものが２者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。落札候補者の資格を審査し落札者を決定する。

（５）落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札までに、規則第6条に基づき、入札金額（入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（昭和39年久留米市規則第22号。以下「会計規則」という。）第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第7条に該当する場合は、免除する。

入札保証金を現金（小切手を含む。）で納付する場合、提出期限に間に合うように、10 事務局に納付書の発行を申し出ること。

入札保証金は開札終了後に還付する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

7 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者が入札したとき

イ 入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき

ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき

エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき

オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき

カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき

キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき

ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

8 その他入札に関し必要な事項

(1) 質問の受付期間及び受付場所

① 受付期間：公告日から令和7年5月14日（水）17時15分まで

② 受付場所：10 事務局

③ 質問の提出方法：

FAX又はEメールで提出すること。電話での質問は受け付けない。また着信確認の電話連絡を行うこと。

④ 質問に対する回答：

令和7年5月16日（金）までにFAX又はEメールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

(2) 契約締結日

落札した者は、令和7年5月26日（月）までに契約締結の手続きを行うこと。

9 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。

(4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。

(5) 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがあ

る。

- (6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。

10 問い合わせ先（事務局）

久留米市総合政策部移住定住促進センター

住所：久留米市城南町15-3

電話：0942-30-9228

FAX：0942-30-9703

Eメール：teiju@city.kurume.lg.jp